

□バリアフリー改修

平成19年1月1日以前に建てられた、高齢の方・障害のある方などが居住する住宅（貸家を除く）で、平成19年4月1日～25年3月31日に、一定のバリアフリー改修を施工した場合、翌年度分の固定資産税を減額します。

対象 補助金などを除く自己負担が30万円以上の次の工事

廊下の拡幅／階段の勾配の緩和／浴室の改良／便所の改良／手すりの取付け／床の段差の解消／引き戸への取替え／床表面の滑り止め化

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積100㎡相当分までを限度とし、家屋の固定資産税額の3分の1

申告方法 原則として改修後3か月以内に、工事明細書（建築士、登録住宅性能評価機関などによる証明で代替可）や改修前後の写真、領収書などの書類を添えて申告

□住宅耐震改修

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅で、平成18年1月1日～27年12月31日に、建築基準法に基づく現行の建築基準（昭和56年6月1日施行）に適合させるように耐震改修工事を施工した場合、家屋の固定資産税を一定期間減額します。

対象 一戸当たり工事が30万円以上の工事

工事完了時期・減額期間

○平成18年1月1日～21年12月31日に改修した場合
↓3年度分

○平成22年1月1日～24年12月31日に改修した場合
↓2年度分

○平成25年1月1日～27年12月31日に改修した場合
↓1年度分

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当分までを限度とし、家屋の固定資産税額の2分の1

申告方法 改修後3か月以内に、領収書と耐震基準に適合した工事であることについて、建築士・登録住宅性能評価機関または指定確認検査機関が発行した証明書を添えて申告

□長期優良住宅

長期にわたり良好な状態で使用できる住宅の普及を促進するため、新築住宅のうち「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定に基づき認定された住宅は、固定資産税を減額します。

減額要件 次のすべてに該当する住宅

①「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅

②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から平成24年3月31日の間に新築された住宅

③居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上の住宅（併用住宅の場合）

④居住部分の床面積50㎡以上280㎡以下の住宅（一戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡以上280㎡以下）

減額範囲 一戸あたり居住部分の床面積120㎡相当分までを限度とし、家屋の固定資産税額の2分の1

減額期間 新築後5年度分（3階建て以上の準耐火構造住宅および耐火構造住宅は新築後7年度分）

申告方法 認定を受けて新築された住宅であることを証明する書類を添えて、新築年の翌年の1月31日までに申告

申告先・問合せ 課税課資産税係

ユニバーサルデザイン⑥ 「自動販売機のコイン投入口」

この写真は飲料物の自動販売機です。このように一度に複数枚のコインを入れられるだけでなく、手が不自由な方や急いでいる方でも、落とさずにコインが入られるように、コイン投入口を広くし、つり銭返却口の位置を高くすることで、誰にでも利用しやすい工夫がされています。

また、上段にある商品選択ボタンに連動したボタンを低い位置にも設け、商品取出口は、腰をかめなくても取り出すことができるので、子どもや車椅子を利用される方へも配慮されているユニバーサルデザインです。



▲自動販売機の商品選択ボタンと商品取出口



▲コイン投入口

問合せ 障害福祉課障害福祉係

インタビュー 中島 勝衛さん 「花のたより」と共に30年

広報はむらで毎月1日号の裏表紙を飾り、平成23年12月1日号で最終回を迎えた「花のたより」。このコーナーは、中島勝衛さんによって支えられていました。

昭和56年4月のコーナー開始以来、一度も休むことなく寄稿してくださった中島勝衛さんに、「花のたより」と歩んだ30年について、お話を伺いました。

問合せ 広報広聴課広報係



なかじま かつえ
中島 勝衛さん

羽村市の園芸の第一人者。自治表彰、自治功労章、東京都知事表彰（自治功労）などを受賞。農業を営む傍ら、30年の「花のたより」のコーナーに記事を寄稿。

花を調べるようになったきっかけは何ですか？

もともと花が好きだったものがあります。通っていた農林学校で花の好きな先生と出会った事が大きかったと思います。

また昭和45年ごろに、家を畜産から園芸へ転換したのもきっかけとなりました。

なぜ花のたよりを広報に掲載することになったのですか？

市の広報は全体的に硬い文章が多いため、目を休めるようなコーナーを設けたいということで、昭和56年に広報係から声がかかったのがきっかけです。

30年にわたる執筆で苦労したことはありますか？

好きな事だったのであまり苦労は感じませんでしたが、最初の

ころは、見る方にわかってもらえるような写真を撮ること、短い文章にまとめることが難しかったです。

やりがいを感じていたことはありますか？

面識のない方に「毎月楽しみにしていますよ。」と言われることが一番うれしかったですね。それと同時に間違った事は載せられないという責任を感じました。

読む方に対し、どのような思いで執筆されていましたか？

花を通じて自然に親しんでくれる人が一人でも多くなつてほしい、という思いでした。

そのために、羽村や近隣で見ることができると花を選び、誰もが分かる文章を心がけました。

今後何かやりたいことはありますか？

まだ撮り残した草花があるので、それを撮りたいですね。家族からは、また親父の道楽が始まったと言われそうですが。（笑）

中島勝衛さん、長い間本当にありがとうございました。

教えて！消費生活センター

電話勧誘でカニの購入契約をしたが、高すぎるのでクーリング・オフしたい！



Q 教えて

北国の海産物を取り扱っているという業者から電話でカニを勧められました。特別価格だと言われたので購入を決めました。

しかし、家族に話したところ、高すぎると言われてしまいました。今からクーリング・オフできますか。

A 答えします！

電話で勧誘され契約しているので、クーリング・オフできます。

電話勧誘販売の場合は、業者に法定書面の交付が義務付けられています。書面が届いた日を含めて8日以内に書面で解約の意思表示をすることで、クーリング・オフできます。相談者には、業者から書面が届いたらクーリング・オフのはがきを出すようにアドバイスしました。

アドバイス

※業者からの書面が法定の記載事項を満たす適正な書面でない場合は、8日が過ぎていてもクーリング・オフ期間は進行しないので、いつでもクーリング・オフができます。詳しくは、消費生活センターに問い合わせてください。

※カニなどの生鮮食品を電話勧誘で購入する場合、現物を見ないで購入することになるので、思っていたものと違うなどのトラブルが発生する可能性があります。十分に注意してください。

問合せ 消費生活センター

☎ 555-1111

□消費生活センターでは、Eメールでの相談は受け付けていません。

困ったら、まず消費生活センターへ